事　務　連　絡
令和２年４月２日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長　各位

大臣官房危機管理官

第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について（情報提供）及び所管の指定公共機関に対する事業継続に向けた準備の要請について（依頼）

令和２年４月１日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「提言」という。）が示されました。

提言においては、感染のまん延状況に応じて、「感染拡大警戒地域」、「感染確認地域」及び「感染未確認地域」の３つの地域区分ごとに、基本的な考え方や想定される対応等が提示（提言中Ⅳ．１．）されるとともに、行動変容の必要性として、「３つの密」を避けるための取組の徹底等が指摘（提言中Ⅳ．２．）されたところです。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されたことを踏まえ、対策に万全を期す観点から、同法の指定公共機関に対し、事業が継続できる体制の整備その他の必要な準備を要請する必要があります。

つきましては、貴局等において、提言について御了知いただくとともに、所管事業者に対し情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いします。

併せまして、所管の指定公共機関に対し、事業が継続できる体制の整備その他の必要な準備を要請していただけますよう、よろしくお願いします。

（別添１）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」概要
（別添２）「専門家会議提言の地域区分ごとに想定される対応について」
（別添３）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年４月１日）